

## 統治への不信 ——サン＝ジュストの政治哲学とその適用——

山下 雄大

### はじめに

「拙速かつ矛盾含みの読書で学んだ気になった若輩者、喜々として模倣を重ねる純朴な人物<sup>1</sup>」。フランス革命の第二幕を彩る「93年のジャコバン主義<sup>2</sup>」の登場人物のひとりとして知られるアントワーヌ＝ルイ・ド・サン＝ジュスト<sup>3</sup>(1767-1794年)をめぐるのは、その理論の一貫性に関する疑問が絶えず提起されてきた。上記のモナ・オズーフからの引用は彼女一流の皮肉に満ちているとはいえ、大多数の歴史家に共有されている見解を代表するものと言って過言ではない。贋作すれすれとの評価が定着している文学作品『オルガン (*Organt*)』(1789年)を上梓した地方の無名作家の立場から、ほどなくして革命政府と恐怖政治の主たる理論家あるいは当事者として「死の大天使」と称されるまでに名を上げたこの人物の言動には少なからず「揺れ動き」が認められるのであり、そのうちに通底する理念を抽出するのはきわめて困難だというわけである。

さりとて、国民公会議員として、次いで公安委員会のメンバーとして立て続けに要求された彼の行動のなかに統制原理を読み取ろうとしたところで、死後に形成されたイメージから逆算してそれを再構成する誘惑は解釈者をつねに悩ませる危険であるだろう<sup>4</sup>。この点に鑑みるに、サン＝ジュストが置かれた状況はジャコバン主義に対する一面的な理解の延長線上に属する。つまり、フランス政治哲学に脈々と受け継がれた絶対主義的潮流の帰結をそこに見いだすにせよ<sup>5</sup>、内外の敵に包囲された革命の例外的状況の影響下で各人の主観を越え出てしまった「出来事の論理<sup>6</sup>」と定式化するにせよ、ジャコバン主義を革命家たちの意図を離れたところで形成された理念と捉える傾向は根強く残存しているのである。

しかるに、前述の傾向はサン＝ジュストの理論家としての側面を捨象し、その結果としてジャコバン主義に内在する理論の真価を取り逃がしているのではないか。この問題意識から出発する本稿にとって、サン＝ジュストの政治哲学に真っ向から取り組んだ先駆的研究で知られるミゲル・アバンスールの方法上の革新、すなわち「政治理論から実践へ、行動から諸原理への絶えざる往復運動<sup>7</sup>」に焦点を合わせる手法は大いに参照すべきものであろう。この見地に立つならば、サン＝ジュストの理論と実践の「揺れ動き」はその一貫性の欠如と撥ねつけられるべき

ものではなく、むしろ絶えず変動する例外的状況への適用をめぐって生じた苦闘の証左として検討すべき対象であることが明らかとなる。われわれに残された課題はこのプロセスを精緻に跡づけることにほかならない。

以下で本稿が検証する仮説は、サン＝ジュストの政治哲学は未完の草稿『自然について (*De la nature*)』において表出し、その構想は1793年4月24日の「フランスの憲法に関する演説 (*Discours sur la constitution de la France*)」を契機として明示的な実践への適用が始まるというものである。この二つのテキストを架橋するモチーフとして本稿は「統治 (*gouvernement*) への不信」と呼びうるテーマに注目する。「政府」または「統治」と訳しうるこの概念の取り扱いに関しては、18世紀フランスの政治哲学のみならず革命期におけるその展開を考える上でも大いに留意すべきであることは改めて言明するまでもないが、ジャコバン主義の母胎として取り上げられる機会の多いルソーを読むに当たっても、ひとつの争点を際立たせるものとなっている。それゆえ本研究は93年のジャコバン主義における「アンチ・ルソー主義 (*anti-rousseauisme*)」のヴァリエントを浮き彫りにすることにもつながるだろう。この場合、ルソーに抗うという態度は反革命の思想家たちに特有のルソーへの敵意、その思想に対する全否定を指すものではない。むしろルソーを叩き台として革命を考える立場、言いかえれば「ルソーに抗するルソー主義<sup>8</sup>」と呼びうるものである。

## 1. 『自然について』におけるサン＝ジュストの政治哲学の基本構造

まずは『自然について』を検討しよう<sup>9</sup>。1947年にフランス国立図書館に寄贈され、アルベール・ソブールの手による校訂を経て1951年に世に知られる運びとなったこの草稿は、サン＝ジュスト独自の政治哲学の発露を裏づけるものと考えられている。その特徴の輪郭は、1791年9月から1792年9月までと推定されている執筆時期からも窺い知ることができるだろう<sup>10</sup>。生前に唯一刊行された理論的著作である『フランスの革命と国制の精神』(1791年)で彼が提示したのは民主政・貴族政・君主政の三要素の混合による均衡を理想とする立憲君主政の構想であったが、それは同年6月21日の国王逃亡事件によって脆くも崩れ去った。それゆえ、表題のみならず内容に至るまでモンテスキューの『法の精神』を引き写したこの「習作」というべき段階からの飛躍を迫られたのがまさしくこの時期であった<sup>11</sup>。われわれが『自然について』を出発点と位置づけるのはこのような事情によるものである。

この草稿を重要視するアバンスールは、主たる特徴として「教条的自然主義」、「アンチ・個人主義」、「あらゆる契約論への抵抗」の三つを挙げるとともに<sup>12</sup>、ジャコバン派の理論的指導者のうちに潜む「アンチ・ルソー主義」的要素を強調している<sup>13</sup>。とりわけ後者の指摘はわれ

われの関心にとって重要であるが、彼の残した問題は社会契約論およびその主要な道具立てである自然状態という概念に対するサン＝ジュストの批判がルソーのみを標的としているとはい切れない点にある。というのも、『自然について』で彼の名が直接的に言及されるのはわずか二回に留まり、すべてを『社会契約論』の著者に対する応答として読み解くことは慎むべきであるからだ。とはいえ、この事実はルソーへの関心の不在を意味するのではなく、いかなる点でこの参照先が念頭に置かれているかについては拙速な判断を控えながら検討されねばならない。ここでは両者のあいだの継承と断絶の様態に注意を払いつつ、『自然について』の基本的な構造を追跡しよう。

冒頭で述べられているように、サン＝ジュストがこの草稿で試みているのは「社会状態の諸原理<sup>14</sup>」の解明である。この状態は、人為的な「合意 (convention)」によってではなく、自然に基づいてのみ成立するとされる。彼の語彙においては、「人間同士における人間たちの関係<sup>15</sup>」である社会状態は自然状態と同一視される一方で、外部からの征服に抵抗すべく取り結ばれる「或る人民と他の人民との関係<sup>16</sup>」である政治状態は従来の用法では自然状態を指すものであったところの野蛮状態の謂いとなっている。サン＝ジュストは外敵への抵抗を目的として集合的存在たる人民を形成する政治法 (droit politique) は否定しないが、これはあくまで対外的関係においてのみ有効であって、国家の成員間では独立が彼らを互いに結びつけると主張する。この草稿でのサン＝ジュストの主眼は、社会内部での欲求と愛情を基盤とする社会法 (droit social) に依拠すべきだということである。『社会契約論』の副題にもあるように、ルソーが探究したのは国家にかたちを与える「政治法の諸原理」であった。この点からも、サン＝ジュストが契約説の伝統から距離を取りつつ、社会法の構想を梃子として自身の理論を組み上げようと試みていることは容易に推察される。次の一節は、サン＝ジュストのこのような発想がもっとも明確に表れているものだと言えるだろう。

ここから明らかになるのは、集合的存在としての人民は彼らの主権を構成する政治法に起因するのだが、自分自身に抵抗する必要のない成員たちは内部では独立によって結びつけられるのであって、国家からあらゆる力を剥奪するこの独立が国家のすべての成員の独立を確たるものとするということである。<sup>17</sup>

この観点からすれば、自然法学派が社会契約以前の状態として想定する自然状態の観念は看過しえない誤謬を引き起こしている。サン＝ジュストが前述の区別を強調するのは、社会内での各人の独立と外敵に対する集合的独立という異なる次元の混同が内向きの力の行使、すなわち

「内的篡奪<sup>18</sup>」を正当化する論理を導き出すがゆえに、厄災の原因となっているためである。つまり、自然の調和に基づいてあらかじめ成立しているはずの社会状態は、契約を介して力と服従が導入されることによって破壊され、他者の手による隷属に満ちた野蛮状態へと墮してしまふ。自然の終焉を画期づける合意にサン＝ジュストの敵意が集中するのはこの理由からである。この点をサン＝ジュストは以下のように要約している。

社会状態は合意に由来するのではない。また、契約あるいは力の制限によって社会を打ち立てようとする技法は社会を破壊する技法にほかならない。<sup>19</sup>

こうしてサン＝ジュストにとっての歴史は「人間精神の歪曲<sup>20</sup>」といった否定的な意味を帯びることになる。ここから明らかとなるのは、自然状態から政治状態へと至る必然的な前後関係の想定が退けられているということである。注目すべきは、この発想が個人主義に対する疑念へと進む点であろう。集合的存在の階梯として「家族 (famille)」、「部族 (peuplade)」、「国民 (nation)」の三段階を想定する彼の構想からは、人民として欲求と愛情を共有しているかぎりは個人という主体は問題たりえないという論理が帰結する。すなわち、彼は個人から出発して社会の形成を考察する近代政治哲学の理論的前提、およびそれを基調とする革命期の同時代的傾向から意図的に離れようと努めているのである。

この試みにおいて、いかなる著者が仮想敵として想定されているのだろうか。自然状態を批判的に検討するに当たって槍玉に挙げられるのはホッブズとモンテスキューである。サン＝ジュストは『法の精神』第一巻第二章を引用しながら、両者に共通する誤りを指摘する。それは、異なる立場からではあるにせよ彼らが「恐れ (crainte)」という情念を前提とした上で自然状態から政治状態への移行を説明している点である。これに対して、サン＝ジュストにとって自然状態すなわち社会状態にある人間は自然に従って生きているために情念を持たない。それは人間のあいだに災いを引き起こす先天的特質なのではなく、「篡奪の帰結であり、野蛮な生の原理<sup>21</sup>」として断じられる。人間本性が「万人の万人に対する戦争」を招来すると推定したホッブズよりもモンテスキューは正しい道を選択しているとはいえ、それでも「社会的人間」と「野蛮人あるいは政治的人間」を混同し、結果として真理を歪めているというわけである<sup>22</sup>。彼らの主張に反して社会的人間にとって他者は友であり、互いに恐怖をおぼえる対象ではない。自己保存を社会契約の必然性へとつなげる典型的な論理への批判もこの観点からなされることになる。すでに見たように、契約と同様に自己保存もあくまで他の人民との外的独立のために要求されるのであって、社会における統治を正当化する論拠とはなりえない。このように、「自己

保存は力が支配する状態の口実であった<sup>23</sup>」というのがサン＝ジュストの一貫した立場となっている。

現存する社会に生きる人間から逆算して自然状態を考察する演繹的手法への批判は、一見すると『人間不平等起源論』におけるルソーの論理を踏襲しているかのようであるが、両者は「本性的社会性 (sociabilité naturelle)」をめぐる主張を異にしている。ルソーは野生人が集住を始める「生まれつつある社会」の段階にはじめて社会性が登場するとし、本性的社会性を否定した<sup>24</sup>。しかるに、サン＝ジュストにとっての自然人がルソーの言うところの孤立と分散の状態にないことは明らかである。ゆえに自然状態の観念においては、両者の継承関係は必ずしも明瞭ではないと指摘しなければならない<sup>25</sup>。

これと同様の問題が、ルソーの政治哲学の鍵概念である人民主権と一般意志においても浮上する。仮にサン＝ジュストがルソーの影響を全面的に排除せんと志向しているのであれば、これらの概念はまずもって拒絶されなければならない。しかし事態はより複雑であって、彼はこれら二つの構想に修正を施しつつ自身の理論に取り入れようと試みているのである。『自然について』では集合的存在としての人民が主権者と位置づけられ、各成員が有する個別的な主権とは異なる人民主権が圧政に抵抗する力と称される。後者の主権の特徴として挙げられるのが「不可分性」、「不伝達性」、「不可譲性」の三つであるが<sup>26</sup>、これらはルソーがホブズから継承した主権概念の諸特徴とおおむね合致しており、少なくともこの点に関してはルソーとサン＝ジュストのあいだに齟齬は見当たらない。争点となるのはむしろ、一般意志と法の関係についての見解の相違である。

法は事物の自然な関係であって、相対的な関係や一般意志の結果ではない。法について語るに当たってルソーは、それはひとえに一般意志を明示しようと述べ、立法者の必要性を認めるに至った。しかるに立法者が明示するのは自然なのであって、一般意志は明示できない。さらにこの意志は誤りうるのであって、社会体は他者によって虐げられるよりもむしろ自分自身によって虐げられるべきではない。<sup>27</sup>

法を主権者の意志ではなく関係と位置づけるこの発想に、モンテスキューの法概念からの影響を見ることも可能であろう。しかしながら、すでにベルナル・マナンが警鐘を鳴らしているように、フランス革命期の論争をモンテスキューとルソーの弟子による闘争と捉える傾向は意識的に退けられなければならない<sup>28</sup>。これはサン＝ジュストにとっても該当する見解であって、18世紀を代表する先達の二者択一が彼に課された桎梏ではないことに留意する必要がある。実

際、法を一般意志の表明とする構想には抗いながらも人民主権の観念と主権の性質は引き継ぐとする姿勢には、ルソーに対するアンビバレントな感情が見え隠れしている。すなわち、アルチュセールの分類を援用するならば、主権の絶対性から演繹される「法=命令」モデルとモンテスキューを嚆矢とする「法=関係」モデルという、鋭く対立する二つの立場の選択がこの草稿でのサン=ジュストの関心なのではなく、これら両者から等しく距離をとった独自の思想を構築しようとする意図をこそ、この箇所から読みとるべきなのである<sup>29</sup>。

ここまでの分析で明らかになったのは、『自然について』の基本的な構成それ自体はルソーに対する批判のみが念頭に置かれているわけではなく、いくつかの段階で彼の発想を取り入れようと腐心した痕跡が散見されるという事実であった。それでは、いかなる点でサン=ジュストはルソーからの乗り越えを図るのだろうか。以下の一節は、われわれの関心にとって決定的に重要なものである。

ルソーは絶えず自然に目を向け、独立した社会を探し求めたが、このことは彼が思い描く強力な政府と相容れなかった。ルソーは自らの手で自由を絞め殺し、隷属に抗する原動力を数多く打ち立てればそれだけ暴政に資する武器を数多く鍛え上げたのだった。<sup>30</sup>

われわれはここに『自然について』の眼目と思われる発想、すなわち「統治への不信」の表明を見る。問われるべきは、この一節でのサン=ジュストの意図、そしてアンチ・ルソー的発想の中心に位置する「強力な政府 (gouvernement vigoureux)」という言葉に込められた含意である。この点を解明するためには、ルソーとサン=ジュストの「政府」概念の用法を比較検討しなければならない。

## 2. ルソーにおける「政府」概念とサン=ジュストのアンチ・ルソー主義

まず確認すべきは、ルソーがこの言葉をどのように解しているかということになるだろう。その解釈の変遷をつぶさに追跡するのは本稿の目的を逸脱するため、ここではサン=ジュストが念頭に置いていると考えられる『社会契約論』を分析の対象に定める<sup>31</sup>。本書の第三巻第一章に登場する以下の一節は、政府の定義に該当するものである。

それでは政府とはなにか。それは臣民と主権者のあいだに相互の調整を目的として設けられた中間団体であって、法の執行と市民的および政治的自由の維持の任を果たすものである。<sup>32</sup>

すでに先行研究が指摘しているように、モンテスキューをはじめとする同時代人がこの語を「政体」、あるいは「主権」を意味するものとして用いている一方で、ルソーの独創性は今日的用法に近い「執行権」を指すものとして手を加えている点にある<sup>33</sup>。この分類を導入した意図とは、立法権の担い手としての主権者と執行権の担い手としての政府を切り離すことであった。この発想はルソーの掲げる一般意志の性格に起因する。前述の通り、ルソーにとって主権は不可譲であるのだから、主権者たる人民は統治者に主権の行使を委託できない。また、主権は不可分であるがゆえに、主権の行為と政府の行為は別個のものとして截然と区別されなければならない。さらに一般意志の性格上、個別的な案件に主権者は関与できない。それゆえ、臣民と主権者を媒介する「固有の代理人」、すなわち団体としての為政者 (prince) と構成員としての行政官 (magistrat) からなる政府の必要性が生じるというわけである<sup>34</sup>。

ここから浮かび上がるのは、立法権と執行権という二つの権力はその起源を異にするという発想である。前者が連合契約としての社会契約から生じるのに対して、後者に関しては一般意志の表明たる法から生じると主張されていることから分かるように、ここでルソーは政府の成立において服従契約が媒介することを否定している。服従契約の拒否自体は当時の潮流からすれば決してめずらしいものではないが、ルソーにおけるこの所作が立法権に対する執行権の完全な従属を目的としている点は見落とすべきではない。ゆえに為政者の権力はあくまで主権者たる人民からの委任にすぎない以上、彼らはずねに人民からの監視下に置かれることになる。

それでは、いかなる政府の形体が理想視されるのだろうか。人民は集合的存在としてのみ主権者となることができるのだから、ルソーには主権者の数によって政体を分類する古典的発想は見られない<sup>35</sup>。彼にとっての分類の基準は、あくまで政府の構成員の数である。服従の拒否と政治的自由の維持を政治体形成の目的とするルソーの構想からすれば、望ましいのは政府の運営に人民の全体が参与し、行政官としての市民の数を極力多くする政体であるところの民主政であると演繹しうる<sup>36</sup>。しかしながら、彼はこの政体を実現することの困難を次のように説明する。

法を作る者はいかにしてそれが執行され解釈されるべきかを誰よりも見事に心得ている。だとすれば執行権が立法権に併せられた国制ほど見事なものを持ちえないように思われる。ところが、これこそがいくつかの点でこの政府を不十分にするものなのだ。というのも、区別されるべき物事が区別されておらず、同一の人格である為政者と主権者は、いわば政府なき政府のみを形成するからである。<sup>37</sup>

人口が多ければそれだけ政府は強力でなければならず、そのためには統治者の数は少なくなければならないというルソーの主張から推測するならば、フランスのような大国に適する次善の策は君主政ということになるが、この政体も前述の民主政と同様に二つの権力の混同に至りやすい。それゆえ、選挙による貴族政がもっとも好ましい政体であるという結論になるとはいえ、そこでは行政官の団体は不可避なものとして位置づけられている。ここで注目すべきは、行政官の危険性についてルソーは十分に察知していたということである。個人として有する特殊意志、人民として有する一般意志のほかに、行政官としての団体意志を形成するこの団体は、自然の性向として主権を篡奪し、法の作成に関与しようとする恐れがある。つまり、「特殊意志が絶えず一般意志に背いて行動するのと同様に、政府は主権に背いて不断の努力を積み重ねる<sup>38</sup>」のである。この点に関して、ルソーは以下のように述べている。

最終的に為政者が主権者のそれよりも活発な特殊意志を持ち、この特殊意志に従うために為政者が彼の手中にある公共の力を用いるに至るならば、そしてその結果としていわば権利上と事実上の二人の主権者が存在するということになるならば、すぐさま社会の結びつきは消え去り、政治体は解体するだろう。<sup>39</sup>

なぜこのような危険を冒してまでルソーは行政官への委託を主張するのだろうか。それは、立法権と執行権の両翼を担うことになれば、主権者は腐敗の可能性へと晒されてしまうからである。これは政府の腐敗よりも取り返しがつかないために、なによりもまず避けなければならない。ルソーが両権力を分離させようと細心の注意を払うのは、立法権あるいは一般意志を保護することが念頭に置かれているというわけである。以上に鑑みて、立ち向かうべき困難をルソーは次のように描いている。

諸々の困難は[政府という]この下位の全体を[国家という上位の]全体のなかに配列する方法のうちに存する。この方法とは、政府が自らの構造を強固にしながらも全体の構造を損ねることがなく、自らの保存を目的とする個別的な力と国家の保存を目的とする公的な力をつねに区別し、そして端的に言えば政府を人民のために犠牲にするのであってその逆にはならぬようつねに備えるためのものである。<sup>40</sup>

ここまで検討したことから分かるように、ルソーにとって行政官という必要悪の導入はあくまで国家を維持していくための消極的な選択であった。だとすれば、いかなる点でサン＝ジュス

トはルソーが「強力な政府」を構想したと考えているのだろうか。それはまさしく、ルソーがやむなく導入した媒介者の存在が『自然について』の枠組と合致しないからである。サン＝ジュストも対外的独立を維持するために必要である軍事的指導者としての首長 (chef) の役割は認めている。しかし、それは統治の必然性を結論づけるものではない。サン＝ジュストはフランク人やゲルマン人の例を引きながら、彼らにとって人民は主権者であると同時に君主であり、行政官が介在する余地は存在しなかったと説明している。実際、サン＝ジュストの構想する国家は「立法者 (législateur)」、「君主 (roi)」、「主権者 (souverain)」の三要素から構成される不可分の社会体であると想定されていることから、彼が主権者から分離した政府の存在を排除せんとしていることが分かる<sup>41</sup>。それゆえ、その批判は「必然的な委任<sup>42</sup>」として社会に組み込まれる行政官に集中することになる。以下の一節はサン＝ジュストの立場をよく表していると言えるだろう。

行政官を有していないのであれば人民は独立しており、人民が行政官なしで自らを保存するのみならず、行政官によっても彼らとともに自らを保存できないのであれば、社会的生の原理は独立のうちに存するのであり、その期間はこの独立が保たれるかぎりにおいて持続する。<sup>43</sup>

このような行政官に対する不信、その不在の要求は、自己統治の理想を体現するルソー的民主政をサン＝ジュストに信奉させる結果になるとも予想しうるかもしれない。たしかにサン＝ジュストは「人民は自らの手で統治されねばならない<sup>44</sup>」と述べている。ところが、彼はルソーの民主政と自身の社会状態を次のように比較している。

わたくしは人民が自らに隷属する民主政は社会状態と区別されうると確信している。後者は人民が為政者であるというよりはむしろ為政者がまったく存在しない状態と言いうるのである。<sup>45</sup>

この一節からは、サン＝ジュストが自らを統治する (se gouverner) ことですら自身の理想である社会状態の実現には十分ではないと判断し、行政官の排除による隷属からの解放という条件を新たに付け加えていることが読みとれる。ルソーによる連合契約と服従契約の区別を彼が疑問視するのはこの立場に基づくものである。合意は本来調和のうちにある自然を破壊する手段にすぎず、それゆえ政府創設という契機において「社会的生が終わりを告げ、政治的生あるい

は合意が始まる<sup>46</sup>」。ルソーが合意を必要なものと見なしていたのは、自然の独立と政治的自由が両立しないと想定していたからであったが、サン＝ジュストにとっての自由は自然の独立に依拠しなければ維持できない。ルソーはこの観点に基づいて政治法を正当化していたが、サン＝ジュストにとってそれによって形成されるのは「寄せ集め (agrégation)<sup>47</sup>」にすぎない。ルソーがこの言葉を合意に基づかない強制的な服従を指すものとして、「結社 (association)」の対概念として用いたことを想起するならば<sup>48</sup>、政府をめぐる議論でサン＝ジュストがルソーをつねに意識しつつ、その乗り越えを図ろうとしていることは問うに及ばない。だとすれば次の一節は、ルソーが政府に見いだした困難を意識しつつ、サン＝ジュストが彼自身の構想に沿うように手を加えているものだと考えられるだろう。

困難は諸人民がいかにして主権者から行政官を切り離すことなく自らを統治せねばならなかったのかを知ることである。というのも、契約なるものは主権者の独立であるところのあらゆる個別的な力を排除してしまうからだ。<sup>49</sup>

両者が指摘する困難の違いが生じる原因は、サン＝ジュストが統治という現象それ自体の国家からの除外を目指しているという事実にほかならない。政府が強力であることは、為政者ないし行政官が人民から独立し、その力を内向きに行使する篡奪を引き起こす危険性を避けがたく招き入れてしまう。以上の構想が、われわれが「統治への不信」と呼ぶサン＝ジュストのアンチ・ルソー主義の中心をなしている。

### 3. 「フランスの憲法に関する演説」における「政府」概念の適用をめぐって

「政府が受け入れるべき形体については、第四巻で述べることにする<sup>50</sup>」。支配と隷属を離れつつ、人民はいかにして自らを統治しうるか。この困難な問題について、サン＝ジュストは『自然について』の後半で論じる予定だったようだが、残念ながらこの箇所の執筆は果たされることなく放棄されてしまった<sup>51</sup>。この背景には、1792年8月10日の人民蜂起、それを引き金とする国民公会の招集があることは想像に難くない。この選挙に最年少で当選したサン＝ジュストは、当初の予定より早く政治的舞台へと踊り出ることが可能になったからである<sup>52</sup>。ここで問われるべきは、草稿の放棄が彼の議員としての実践にいかなる意味をもたらしたのかということ点である。社会契約の理論を足がかりとして国王の罪を問う国王裁判演説での論調は、ともすれば『自然について』で温められた彼独自の理論からの離反を示しているようにも捉えられる。実際、しばらくの期間サン＝ジュストは自身の立場を全面に押し出す姿勢は慎んでおり、その

政治哲学が演説に反映されている様子は見受けられない。

ところが、『自然について』の構想はある時期を境に突如として前景に現れる。それが1793年4月24日の「フランスの憲法に関する演説」である。ロベスピエールの人権宣言草案についての演説を引き継ぐかたちで行われたこの演説ではサン＝ジュストによる憲法草案の読み上げも同時になされたとされているが、この一連の活動が当時議会内での敵対関係が頂点に達していたジロンド派、より正確にはコンドルセの手による憲法草案の「連邦主義 (fédéralisme)」の発想を標的としていたという事実は無視しうるものではない。本演説でサン＝ジュストが批判するのは上記の草案に見られる立法府と執行府の構成をめぐる問題、すなわち「連邦的代表制 (représentation fédérative)」と「代表制評議会 (conseil représentatif)」である。本来立法権の担い手である立法者は直接選挙で、執行権の担い手である行政官は間接選挙で選出されねばならないにもかかわらず、それに逆行するジロンド派の連邦主義は一般意志の不可分性を損ねる結果を引き起こすことが予想される、というのがサン＝ジュストの主張であり、この論理にジャコバン主義を特徴づける中央集権への傾向を探り当てるのが先行研究の支配的な論調である<sup>53</sup>。ジロンド派批判という政治的意図が論理的一貫性に亀裂を及ぼしていることはすでに指摘されているが<sup>54</sup>、それに加えて読者を困惑させるのは、本演説で展開される主張が『自然について』での論理と矛盾をきたしているように映る点である<sup>55</sup>。とりわけ以下の一節は本稿がすでに検討した内容とは真っ向から対立するようにも思われる。

和平を取り結ぶにせよ交戦に乗り出すにせよ、諸君には強力な政府 (gouvernement vigoureux) が必要である。交戦する脆弱で放埒な政府は、脆弱な気性で過剰を犯す人間に似ている。<sup>56</sup>

すでに見たように、「強力な政府」をめぐる議論はルソーからの離反を印しづける重要な要素であり、サン＝ジュスト固有の政治哲学の要石となるものであった。だとすれば、彼は立場を変更したのだろうか。この疑問に答えるには、『自然について』との内容の相違に留意しながらこの演説の内容を分析することが必要であろう。

上記の引用にもあるように、「強力な政府」の対極としてサン＝ジュストが挙げているのは「脆弱で放埒な政府 (gouvernement faible et dérégulé)」であり、後者のもとにあっては、国家はフランスを包囲する諸外国の専制の暴力に抗する動力をすり減らしてしまうとされる。ここで注目すべきは、サン＝ジュストが「人々は隷属されることなく統治されうる<sup>57</sup>」と主張している点であろう。「統治の術はたいいていの場合怪物ばかりを生み出したのだった<sup>58</sup>」という発言にも、統治への不信がまざまざと表れている。つまり、『自然について』の核心をなす発想であった統

治が隷属を生む機械へと変貌してしまうことへの警戒は保ちつつも、現実に合わせて調整が施されているということである。

『自然について』からの継承の証左としてさらに挙げられるのが、この演説においても彼が「人間同士における人間たちの関係」を指す社会状態と「或る人民と他の人民との関係」を指す政治状態の区別を維持している点である<sup>59</sup>。ここでも同様に、ホッブズとモンテスキューの自然状態論に批判的に言及しながら、「人々は压制者たちの判断によってのみ野蛮だったのであり、彼ら同士のあいだでは凶暴ではなかった<sup>60</sup>」と主張するサン＝ジュストは、その意に反して政治状態に陥った人民が自由を取り戻すための施策として人民に適した法を作らなければならないと訴える。人間が墮落するのは「支配の狡猾なる法<sup>61</sup>」に起因するものであって、「自然と心情に則った法<sup>62</sup>」によって権力の過剰な行使を抑制し、人民をその軛から解放するべきであり、この任務を課せられた存在と名指されるのが演説の聞き手であるところの議員を指す「立法者たち (législateurs)<sup>63</sup>」なのである。

『自然について』からの変更点として強調すべきは、政府が社会状態の調和を維持するための機関と想定されている点であろう。サン＝ジュストは次のように述べている。

この原理にいくらか注意を払うのであれば、そしてその原理を適用せんと欲するのであれば、以下のことが見いだされる。政府の主たる力は外的関係にあり、国内では人々のあいだの自然の正義が彼らの社会の原理と見なされるのであるから、政府は調和の原動力であって権威のそれではない。<sup>64</sup>

政府をこのように活用するためには、いかなる配慮が求められるのであろうか。サン＝ジュストが要求するのは、政府の構造の区別、すなわち対内用の「手段 (moyens)」と対外用の「動力 (énergie)」の区別であって、これらの混同が政府の内向きの力の行使を起源とする隷属を生むというのがその論拠となっている。ここでサン＝ジュストは改めて「強力かつ正当な政府 (gouvernement vigoureux et légitime)」の必要性を訴えるが、この「正当な (légitime)」という形容詞は上記の区別の遵守を意味するものにはかならない。これを踏まえるのであれば、「強力な (vigoureux)」という形容詞はあくまで諸外国との関係であるところの政治状態のみに適用されると解するべきであろう。だとすれば、『自然について』の「強力な政府」批判とこの演説の内容に矛盾は見当たらないことになる。

それでは、この役割を十全に果たしうる政府をいかにして構築するべきか。サン＝ジュストは「単一者の政府」、「複数者の政府」、「人民の政府」という、ルソーの分類に従えばそれぞれ

君主政、貴族政、民主政に該当する三類型を導入する。ここで強調されるのは「統治する人物の中庸<sup>65</sup>」である。政府の本性から習俗が生じるとして、民主政に適するフランス人民にとって求められる習俗の原理は「全員が祖国のために働き、誰しものが隷属にも無為にも陥らない<sup>66</sup>」ことであると主張するサン＝ジュストによれば、法の受託者であるところの統治者は「儉しさ (frugalité)」を強制されねばならない。この点に鑑みるに、前述の類型のうち最後の形体である「人民の政府」のみが行政官の手による墮落の危険性から人民を保護しうることになる。ここでも『自然について』と同様に行政官の存在が社会状態の維持にとって躓きの石として想定されていることはわれわれの主張に合致する。しかしながら、政府の役割を定義し直したことによって、この媒介者に対する態度も微妙に変化している。以下の引用は、『自然について』からの進展を示すものとしてとりわけ関心を引く箇所である。

人民は行政官を尊敬せねばならないが、彼らにへつらうべきでも畏怖すべきでもなく、また彼らの意志を法と見なしてはならない。というのも、そうであればすぐさま法は人民を導くかわりに虐げるにはもはや不向きとなるからだ。人民に法を施行するには彼らの注意を行政官の傲慢から逸らすだけでは十分ではなく、公衆の関心もまた絶えずその活動に向けられていることが求められる。なぜならば立法者は人民全体が彼らに提示された方向と目的へと向かうようにしなければならぬからである。<sup>67</sup>

ここから分かるように、政府の役割を変更したことによって、行政官は排除から統制の対象へと変化している。この場合の統制がルソーの構想と一線を画するのは、導き手としての立法者の役割が強調されている点に起因する。君主政や貴族政とは異なり、民主政、すなわち人民の政府においては人民の最大限の部分が祖国のために働く以上、行政官は誰をも墮落させないものと位置づけられる。サン＝ジュストの政治哲学とその適用を架橋するものとして演説の終盤に登場するのは、「単一の政府 (gouvernement simple)<sup>68</sup>」という発想である。これが成立するかぎり、『自然について』で彼が拒んだ統治者と被統治者の分断という危機は回避され、自由は維持されうると目されている。サン＝ジュストの連邦主義批判は、このような前提に基づいて解釈されねばならないだろう。実際、本演説の主題であるところの憲法についても、ここまで分析した観点から定義されている。つまり、憲法もまた諸外国の暴君たちの権力や国内の原理の腐敗に抗するべく強力なものであらねばならない。脆弱な憲法は人民のためにならず、篡奪者を利するばかりだからである。この理由から、コンドルセの憲法案は「脆弱な憲法」と批判されることになる。というのも、自由を保障するためには「持続的な作品」としての憲法が求め

られるにもかかわらず、一般意志の適用の点でこの案は欠陥を抱えているからである。不可分という一般意志の性格は政府にも適用されなければならず、確固とした統制の対象としてつねに立法者の監視を受けなければ十全に機能しない、というのがサン＝ジュストの結論となっている。

### おわりに

この憲法演説から時を待たずして、1793年6月2日に生じたパリの民衆蜂起を呼び水とするジロンド派議員の逮捕を経て、フランスは革命政府の樹立と恐怖政治の実行へと大きく舵を切る。ロベスピエールに先立って7月10日に公安委員会に選出されたサン＝ジュストは、財政と軍事の分野を中心に君主政の習俗が残存する政府の改革に乗り出す。同委員会の名において行われた10月10日の「政府に関する報告」は、内外の危機を口実としてその施行が繰り延べられていた93年憲法に依拠しない革命政府の平時までの存続を宣言するものであった。ロベスピエールの言葉を借りれば、平時に適した「立憲的統治 (gouvernement constitutionnel)」とは区別される戦時下の例外的状況に対応しうる「革命的統治 (gouvernement révolutionnaire)」の制度化が実現したことになる。93年のジャコバン主義を際立たせるこの体制は、翌年のテルミドル9日に勃発したクーデタで終焉を迎えるまでのあいだ、多くの矛盾を孕みつつ継続することになるだろう<sup>69</sup>。

本稿が検討した「統治への不信」というテーマは、サン＝ジュストの理論と実践の往復運動において主たる原動力となっていた。この問題の適用のプロセスを無視するならば、革命政府の理論家としてのサン＝ジュストの着想の背景を見落としかねない。アバンスールが指摘するように、「支配」と「解放」の狭間に存在するジレンマが彼の実践を貫く通奏低音として流れているのであり<sup>70</sup>、後者の側面がもっともよく表れている『自然について』を無視してサン＝ジュストの理論を検討することは妥当ではない。本稿では立ち入ることができなかったが、1794年初頭から彼の演説にたびたび登場し、『自然について』に次ぐ第二の草稿である『共和国の制度 (Institutions républicaines)』の主題ともなっている「制度」概念も、この観点から検討されねばならない。

興味深いことに、サン＝ジュストの演説とともに革命政府の理論化に貢献した演説で知られるピヨ＝ヴァレンヌ (1793年11月19日) とロベスピエール (同12月25日) にも、前述のテーマの共有が見られる。彼らもサン＝ジュストと同時に、またそれぞれ異なる点に重きを置きながら、ルソーに対する態度を決定し、自身が鍛えた理論を状況に適用すべく調整を試みている。それゆえ、目まぐるしく変動する革命の現実と対峙していったその過程も個別的な検討が欠か

せない。93年のジャコバン主義に関する今後の研究には、主要な登場人物たちの理論と実践の「揺れ動き」を辿りつつ、その精髓を抽出する作業が求められていると言えるだろう。

---

本研究は日本学術振興会特別研究員奨励費（JP17J05902）の助成を受けて遂行された。

<sup>1</sup> Mona Ozouf, « Saint-Just », in François Furet, Mona Ozouf (dir.), *Dictionnaire critique de la Révolution française. Acteur*, Paris, Flammarion, 1992, p. 289.

<sup>2</sup> Jules Michelet, *Histoire de la Révolution française*, t. II, vol. I, édition établie et annoté par Gérard Walter, Paris, Gallimard, coll. « Folio histoire », 1952, p. 52.

<sup>3</sup> 本稿でのサン＝ジュストからの引用はすべて以下の全集に依拠し、OCと略記する。Antoine-Louis de Saint-Just, *Œuvres complètes*, édition établie et présentée par Anne Kupiec et Miguel Abensour, Paris, Gallimard, 2004.

<sup>4</sup> サン＝ジュストを一躍革命の最前線に押し上げた国王裁判演説（1792年11月13日）からすでに恐怖政治の理論化への傾向が見られると主張する以下の研究は、この最たる例であると言えるだろう。Bernard Manin, « Saint-Just, la logique de la Terreur », in *Libre*, n° 6, 1979, p. 165–231.

<sup>5</sup> この立場を代表する先行研究として、以下を参照。François Furet, *Penser la Révolution française*, Paris, Gallimard, 1978 ; Lucien Jaume, *Le discours jacobin et la démocratie*, Paris, Fayard, 1989.

<sup>6</sup> Albert Soboul, « Jean-Jacques Rousseau et le jacobinisme », in *Études sur le Contrat social de Jean-Jacques Rousseau*, Paris, Les Belles Lettres, 1964, p. 409.

<sup>7</sup> Miguel Abensour, « Lire Saint-Just », in OC, p. 26.

<sup>8</sup> 人民主権と代表制の原理上の対立を揚棄せんとする革命初期の試みを指すものとしてマルセル・ゴーシェが用いているこの表現は、93年のジャコバン主義にも妥当しうると考えられる。Marcel Gauchet, *La Révolution des pouvoirs*, Paris, Gallimard, 1995, p. 101.

<sup>9</sup> 近年精力的にサン＝ジュストを主題とする研究を発表しているアンヌ・ケヌデーによれば、この草稿は、一冊のノートの「裏面」、「表面」、および全集では『共和国の制度』に収録されている断片の三つから構成されている。以下では慣例に従い、もっとも分量が多く、また内容面でも充実している「表面」のみを『自然について』として取り扱う。詳細は以下を参照。Anne Quenedey, « Note philologique sur le manuscrit de Saint-Just faussement intitulé “De la nature” », in *Annales historiques de la Révolution française*, n° 351, 2008, p. 121–149. この論文で著者は綿密な草稿研究に基づきつつ、サン＝ジュストが本来意図していた表題は『社会法について (Du droit social)』であったと主張している。われわれはこの見解に異を唱える積極的な理由を持たないが、あくまで便宜上の観点から慣例通り『自然について』の呼称を採用する。なお、この点に関しては以下の著者も同様の立場を選択している。山崎耕一「サン＝ジュストにおける政治と暴力」、『歴史評論』、第718号、2010年、9–21頁。

<sup>10</sup> 刊行の経緯および執筆時期推定の根拠に関しては、以下を参照。Miguel Abensour, « La philosophie politique de Saint-Just », in *Annales historiques de la Révolution française*, n° 183, 1966, p. 2 ; Miguel Abensour, « Saint-Just », in François Châtelet, Olivier Duhamel, Évelyne Pisier (dir.), *Dictionnaire des œuvres politiques*, Paris, PUF, 1986, p. 1060.

<sup>11</sup> この著作の評価に関しては以下を参照。Bernard Vinot, *Saint-Just*, Paris, Fayard, 1985, p. 112–116. 全集の編者のひとりが指摘するように、『革命の精神』は政治家への転身を第一の目標として執筆されたと想定するべきであり、『自然について』の執筆経緯とは一定の隔たりがあると考えられる。Anne Kupiec, « Bio-chro-

nologie », in OC, p. 106.

<sup>12</sup> Abensour, « Lire Saint-Just », *op. cit.*, p. 35.

<sup>13</sup> Abensour, « La philosophie politique de Saint-Just », *op. cit.*, p. 22–32.

<sup>14</sup> Antoine-Louis de Saint-Just, *De la nature*, in OC, p. 1042.

<sup>15</sup> *Ibid.*, p. 1045.

<sup>16</sup> *Ibid.*, p. 1045.

<sup>17</sup> *Ibid.*, p. 1058.

<sup>18</sup> *Ibid.*, p. 1057.

<sup>19</sup> *Ibid.*, p. 1043.

<sup>20</sup> *Ibid.*, p. 1044.

<sup>21</sup> *Ibid.*, p. 1043.

<sup>22</sup> *Ibid.*, p. 1050.

<sup>23</sup> *Ibid.*, p. 1054.

<sup>24</sup> ルソーにおけるこの観念に関しては、以下を参照。Robert Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*, 2<sup>e</sup> éd., Paris, Vrin, 1971, p. 142–151.

<sup>25</sup> ルソー批判を前提とした本性的社会性の肯定は93年のジャコバン主義内に通底するアンチ・ルソー主義のひとつの賭金として注目すべき点であろう。ピヨ＝ヴァレンヌにおけるこの問題に関しては以下を参照。Françoise Brunel, « Introduction », in Jacques-Nicolas Billaud-Varenne, *Principes régénérateurs du système social*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1992, p. 36.

<sup>26</sup> Saint-Just, *De la nature*, *op. cit.*, p. 1059.

<sup>27</sup> *Ibid.*, p. 1067.

<sup>28</sup> Bernard Manin, « Montesquieu », in François Furet, Mona Ozouf (dir.), *Dictionnaire critique de la Révolution française. Idées*, Paris, Flammarion, 1992, p. 315–316.

<sup>29</sup> 主権の絶対性に抗うべく考案されたモンテスキューの法概念の独創的性格に関しては、以下の古典的研究を参照。Louis Althusser, *Montesquieu. La politique et l'histoire*, Paris, PUF, coll. « Quadrige », 1985.

<sup>30</sup> Saint-Just, *De la nature*, *op. cit.*, p. 1052. 強調は引用者。

<sup>31</sup> サン＝ジュストがルソーの著作の「何を」「どの程度」読んでいたかという問題に対して本稿は深入りを控えるが、彼の処刑後に押収された蔵書目録に関する以下の研究が参照に値する。Louise Ampilova-Tuil, Catherine Gosselin et Anne Quennedey, « La bibliothèque de Saint-Just. Catalogue et essai d'interprétation critique », in *Annales historiques de la Révolution française*, n° 379, 2015, p. 203–222. この目録は議員当選に際してパリに拠点を移した後の関心をわれわれに伝えるものではあれども、そのみで『自然について』執筆時点での彼の参考文献の全貌を再現することは容易ではない。

<sup>32</sup> Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat social*, in *Œuvres complètes*, t. III, édition publiée sous la direction de Bernard Gagnebin et Marcel Raymond, Paris, Gallimard, coll. « Bibliothèque de la pléiade », 1964, p. 396.

<sup>33</sup> Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*, *op. cit.*, p. 384–386.

<sup>34</sup> この観点からルソーは以下のように政府を再定義している。「それゆえわたくしは執行権の正当な行使を、政府あるいは最高位の行政と呼び、この行政の任を果たす人間あるいは団体を為政者あるいは行政官と呼ぶ」。Rousseau, *Du Contrat social*, *op. cit.*, p. 396. 強調は原文。

<sup>35</sup> どのような政府の形体が採用されるにせよ、主権者は人民にはかならないという論理が彼の政体論の特徴を生み出している。ルソーは脚注で以下のように述べている。「正当であるためには政府は主権者と一体となってはならず、むしろその執行者 (ministre) であらねばならない。そうであれば君主政であろうとも共和的である」。 *Ibid.*, p. 380.

<sup>36</sup> 民主政の定義に関しては以下を参照。 *Ibid.*, p. 403.

<sup>37</sup> *Ibid.*, p. 404.

<sup>38</sup> *Ibid.*, p. 421.

<sup>39</sup> *Ibid.*, p. 399.

<sup>40</sup> *Ibid.*, p. 399.

<sup>41</sup> Saint-Just, *De la nature*, *op. cit.*, p. 1079–1080.

<sup>42</sup> *Ibid.*, p. 1052.

<sup>43</sup> *Ibid.*, p. 1058.

<sup>44</sup> *Ibid.*, p. 1048.

<sup>45</sup> *Ibid.*, p. 1053.

<sup>46</sup> *Ibid.*, p. 1051.

<sup>47</sup> *Ibid.*, p. 1045.

<sup>48</sup> 「群衆を服従させることと社会を治めることのあいだにはつねに大きな差異が存在するだろう。その数ほどのようにもありうるにせよ、散在する人間がしだいに一者に隷属する現象のうちには、わたくしが見いだすのはひとりの主人と奴隷たちであって、人民と首長ではない。このとき求められているのは寄せ集めであって、結社ではない。そこには公共の福祉も政治体も存在しない」。Rousseau, *Du Contrat social*, *op. cit.*, p. 359.

<sup>49</sup> Saint-Just, *De la nature*, *op. cit.*, p. 1052.

<sup>50</sup> *Ibid.*, p. 1058.

<sup>51</sup> 全集にはサン＝ジュストによって素描された目次が掲載されているが、それを参照するかぎりではこの箇所は「君主について (Du roi)」という表題が想定されていたようである。ここでの「君主」が執行権の担い手を指すことは先に述べたことから明らかであろう。*Ibid.*, p. 1081.

<sup>52</sup> 『自然について』執筆からこの時期に至るまでのサン＝ジュストの動向に関しては、以下を参照。Vinot, *Saint-Just*, *op. cit.*, p. 132–138.

<sup>53</sup> サン＝ジュストとロベスピエールを中心とするこの時期のジャコバン派の憲法思想に関しては、以下を参照。辻村みよ子『フランス革命の憲法原理』、日本評論社、1989年、256–313頁。

<sup>54</sup> 例えば以下の論者は、サン＝ジュストの意図とは裏腹にその論理が執行権の強化を招いていると指摘している。Michel Troper, « Saint-Just et le problème du pouvoir exécutif dans le discours du 24 avril 1793 », in *Annales historiques de la Révolution française*, n° 191, 1968, p. 5–13.

<sup>55</sup> Lucien Jaume, *Échec au libéralisme*, Paris, Kimé, 1990, p. 64–67.

<sup>56</sup> Antoine-Louis de Saint-Just, « Discours sur la constitution de la France », in OC, p. 535. 強調は引用者。

<sup>57</sup> *Ibid.*, p. 536.

<sup>58</sup> *Ibid.*, p. 536.

<sup>59</sup> *Ibid.*, p. 537.

<sup>60</sup> *Ibid.*, p. 537.

<sup>61</sup> *Ibid.*, p. 536.

<sup>62</sup> *Ibid.*, p. 536.

<sup>63</sup> 紙面の都合上詳論することは叶わないが、『自然について』から本演説に至るまでの「立法者」概念の変遷はサン＝ジュストの政治哲学のみならず93年のジャコバン主義を検討する上できわめて重要な論点である。差し当たってここでは以下の先行研究を指摘するにとどめる。Miguel Abensour, « La théorie des institutions et les relations du législateur et du peuple », in *Actes du colloque Saint-Just*, avant-propos par Albert Soboul, Paris, Société des études robespierristes, 1968, p. 239–290.

<sup>64</sup> Saint-Just, « Discours sur la constitution de la France », *op. cit.*, p. 537.

<sup>65</sup> *Ibid.*, p. 542.

<sup>66</sup> *Ibid.*, p. 542

<sup>67</sup> *Ibid.*, p. 542.

<sup>68</sup> *Ibid.*, p. 547.

<sup>69</sup> 革命政府の成立過程に関しては以下を参照。松浦義弘『フランス革命とパリの民衆』、山川出版社、2015年、69–79頁。

<sup>70</sup> Abensour, « Lire Saint-Just », *op. cit.*, p. 47–49.

## **La défiance envers le gouvernement: La philosophie politique de Saint-Just et son application**

**Takeo YAMASHITA**

La théorie politique d'Antoine-Louis de Saint-Just (1767–94) est-elle cohérente tout au long de sa carrière en tant que conventionnel, ou contradictoire à cause de la situation extraordinaire suite à l'événement du 10 août 1792 ? Pour l'approfondir, il conviendrait de se tourner plutôt vers le va-et-vient entre sa théorie et sa pratique. Nous nous efforçons donc d'analyser le manuscrit inachevé intitulé *De la nature* (1791–92) ainsi que le « Discours sur la constitution de la France » (le 24 avril 1793) et par là même d'éclaircir une problématique commune entre eux.

Dans *De la nature*, Saint-Just critique la notion d'état de nature et celle de convention considérées comme concepts clés de la théorie du contrat social, en distinguant l'état social de l'état politique. Ce faisant, il prend distance avec la pensée de Rousseau, notamment celle de « gouvernement vigoureux ». Dans la conception rousseauiste, la notion de gouvernement suppose un intermédiaire entre le souverain et le sujet, à savoir les magistrats. C'est ce point même que Saint-Just met en doute, car la division entre gouvernants et gouvernés entraînerait inévitablement l'assujettissement et la domination dans l'état social. C'est ainsi que la tâche de Saint-just en vient à exclure les magistrats de la cité et à émanciper le peuple. En ce qui concerne la pratique, cette idée réapparaît dans le discours prononcé lors de la discussion sur la nouvelle Constitution. En soutenant la conception fondamentale dans le manuscrit, Saint-Just y tente de l'appliquer au problème actuel. Au centre de cette tentative, nous trouvons enfin la transformation du rôle du gouvernement qui se doit d'être vigoureux pour l'état politique et d'être légitime pour l'état social.

De ce que nous examinons dans cet article conclut que la clef de voûte de la philosophie politique de Saint-Just n'est rien d'autre que l'on pourrait appeler « la défiance envers le gouvernement ». Il nous reste à examiner de ce point de vue la théorisation du gouvernement révolutionnaire des Jacobins, y compris celles de Robespierre et de Billaud-Varenne.